**単年用協定書**

　一般財団法人　日本デジタル道路地図協会（以下「甲」という。）と　　団　体　名　　（以下「乙」という。）とは、デジタル道路地図データベース・全国版（又は○○地域版）（以下「本データベース」という。）の使用許諾について、次のとおり協定を締結する。

（使用許諾）

第１条　甲は乙に対し、本協定及び測量法、著作権法等の法令に従い、本データベースの非譲渡性の非独占的使用権を許諾する。

（使用許諾期間）

第２条　本データベースの使用許諾期間は、協定締結日より１年間とする。

（著作権等）

第３条　乙は、本データベースの著作権及び意匠権その他の知的所有権を甲が所有し、又は管理することに同意する。

　　２　乙は、甲の本データベースの著作権及び意匠権その他の知的所有権の保護に努めるとともに、次条の使用目的を達成するための具体的な方法等からみて合理的と認められる範囲内でのデータの追加、変更、削除等を除き、本データベースの内容の正確な表現に努めなければならない。

（使用目的）

1. 甲が、本協定に基づいて、乙に使用を許諾する本データベースの乙の使用目的は、次のとおりとする。

　　　　（ここに目的を記載してください）

　　２　乙は、前項の使用目的を変更しようとする場合には、甲と協議して、本協定を更改しなければならない。

　　３　甲は、必要と認めた場合には、乙に対し第１項の使用目的につき、その内容及び計画について報告を求めることができる。

（データベースの提供）

第５条　甲は、「全国デジタル道路地図データベース標準」に基づき、かつ、できる限りの正確性を保持するべく作成した本データベースを乙に提供するものとする。

（付属資料の提供）

第６条　甲は、本データベースの使用に必要な付属資料を乙に提供するものとする。

（引渡し）

第７条　甲は、本データベースを記録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）一式及び付属資料一式を、乙に対して、乙の指定した場所で、乙の指定した保管責任者に引渡すものとする。

２　前項の引渡しの日は、甲乙間で合意する日とする。

（検収）

第８条　乙は、記録媒体一式の引渡しを受けた日から２０日以内に検収を完了し、その結果を甲に対して文書により通知するものとする。

（データベースの交換）

第９条　乙は、記録媒体及び付属資料が不慮の事故により使用不能になった場合には、甲に対して実費相当額の負担の下に同等の記録媒体又は付属資料の提供を求めることができる。

（乙が使用させる者）

第１０条　乙は、本データベースの乙の使用目的を達成するために、乙の指示並びに監督のもとに本データベースを使用させる者（以下「乙が使用させる者」という。）を定めることができる。この場合において、乙は、当該乙が使用させる者について、甲の定める様式により、甲の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

　　２　乙は、乙が使用させる者として甲の承認を得た者に対し、本データベースの使用に関して乙と同一の責任を負わせなければならない。

（料金）

第１１条　本データベースの使用許諾の料金は、提供時の一定額の料金（以下「データベース年間使用料」という。）とする。

２　データベース年間使用料の額は別に定める。

（料金の支払）

第１２条　甲は、前条の料金に関し、データベース年間使用料については、乙が記録媒体一式の検収を完了した日の翌月１０日までに、文書にて乙に請求するものとする。

　　２　乙は、甲から料金の請求を受けた日から３０日以内に、当該料金を甲の指定する銀行口座へ一括振込むものとする。

（通知義務）

第１３条　乙は、本データベース及び付属資料につき、次の各号に該当する事態が発生した場合には、ただちに甲に対してその旨を文書で通知するものとする。

①甲の著作権及び意匠権その他の知的所有権が侵害されるような事態が発生し又は発生するおそれがあると認めたとき

②盗難、滅失、毀損等の事故が発生したとき

（禁止事項）

第１４条　乙は、本データベース又は付属資料を第１０条に規定する乙が使用させる者を除く第三者へ譲渡し、又は貸与してはならない。

（報告及び調査）

第１５条　甲は、乙に対し本データベース及び付属資料の保管及び使用状況について、報告を求めることができる。

　　２　甲は、前項の報告につき、乙に不正、虚偽等の背信行為があると認められるときは、調査を行うことができる。

（機密の保持）

第１６条　甲又は乙は、本データベースの使用に伴い知り得た相手方の機密を第１０条に規定する乙が使用させる者を除く第三者に漏洩してはならない。

　　　　ただし、相手方の文書による承諾があった場合には、この限りでない。

（損害賠償）

第１７条　甲又は乙は、本協定に関し故意又は重大な過失により相手方に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、賠償額は甲乙協議して定めるものとする。

（保証）

第１８条　甲は、本データベースについて、乙に対し次の各号に掲げる事項を保証するものとする。

1. 本データベースが第三者の著作権その他の知的所有権を侵害するものでないこと

　　　②本データベースが測量法の規定に基づき適法に作成されたものであること

（乙の解約権）

第１９条　乙は、甲に対する６０日以上前の文書による予告をもって、本協定を将来に向かって解約することができる。

２　乙は、前項の規定により本協定を将来に向かって解約した場合には、甲に対して第１１条に規定する料金の返還を求めることはできない。

（甲の解除権）

第２０条　甲は、乙が次の第１号から第２号までに該当する事由がある場合はただちに、第３号に該当する事由があるときは相当の期間を定めて催告した後、本協定を解除することができる。

1. 第１４条に違反し、又は違反するおそれがあると認めるに足りる合理的な事由があるとき

②本協定を継続することができない重大な不正、虚偽等の背信行為があったとき

　　　③その他本協定に定める事項に違反し、本協定の目的を達成することができないと認められたとき

（使用権の消滅）

第２１条　乙は、本協定が期間満了により終了したときは、ただちに本データベースの使用を停止し、甲から受領した記録媒体一式及び付属資料一式を甲に返還し、予備として乙が複写及び複製したものの全てを廃棄しなければならない。

　　２　前項の規定は、本協定が第１９条により将来に向かって解約されたとき及び前条による解除によって終了したときに準用する。

（残存条項）

第２２条　第３条、第１６条及び第１７条の規定は、本協定の終了の後においても、甲及び乙の間において、なお従前の効力を有するものとする。

（協議）

第２３条　本協定の履行について疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議し、誠意をもってこれを円満に解決するものとする。

本協定締結の証として本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上各１通を保有するものとする。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　甲　　　　　東京都千代田区平河町一丁目３番１３号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平河町フロントビル５階

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　一般財団法人　日本デジタル道路地図協会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理事長　　奥平　聖

　　　　　　　　　　　　　乙　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代　表　者　名

20141105